

学年会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則第11条に基づき、学年会をおく。

(目 的)

第2条 学年会は、会員相互の親睦を深め、生徒、教師、父母一体となって学年の教育向上を図るとともに、他学年と連携を密にし、父母教師会運営を円滑にすることを目的とする。

(構 成)

第3条 学年会は、当該学年の保護者並びに教師をもって構成する。

第4条 学年会に、活動を円滑にするため、各学年委員会をおく。

2 学年委員会は、学級委員4名、(委員長1名、副委員長1名、他2名)、学年主任をもって構成する。

3 学年委員長、副委員長は、二・三学年は、前年度の学年委員会であらかじめ選出しておく。一学年は入学式直後の学年委員会結成会で選出された学級委員により互選する。

4 学級委員は、当該学年内で会員の互選により選出する。

(運 営)

第5条 学年委員長は、会務を統理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務を代理する。

学級委員は、学級担任と連絡を密にするとともに学級会員の代表として委員会に参加する。

第6条 学年総会は、学年委員長がこれを招集し、学年会運営に関して連絡協議する。

第7条 学年委員会は、必要に応じ学年委員長がこれを招集し、学年委員会に係る企画運営に関して協議する。

第8条 会議に議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

第9条 学年委員会の運営に関し必要な事項は、学年総会の承認を得て各学年ごとに適宜に定めることができる。

(附 則)

1 この規程は、昭和57年4月29日から実施する。

2 昭和 59年 4月 29日 一部改定

3 平成 4年 4月 18日 一部改定

4 平成 6年 4月 23日 一部改定

5 平成 12年 11月 18日 一部改定

6 平成 17年 12月 19日 一部改定